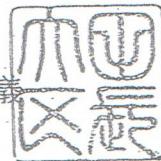


30 空空発第 10525 号
平成 31 年 1 月 30 日



国土交通大臣
石井 啓一様

大田区長
松原 忠義



羽田空港の機能強化等に関する要望について

羽田空港の機能強化提案に関しては、平成 28 年 7 月 28 日付け及び平成 30 年 3 月 28 日付けで貴省から当区の要望に対して回答をいただき、ご対応いただいているところですが、空港と地域が共存共栄の関係を築いていくためには、区民に対してより詳細かつ具体的な情報提供が必要であることから、改めて下記事項について要望いたします。

記

1 羽田空港の機能強化について

(1) 新飛行経路における騒音影響への対応

特に B 滑走路西向き離陸における長距離国際線の制限に関して、具体的に明示いただきたい。

また、新飛行経路の空港隣接地域において、区民生活等に影響が生じる可能性があることを踏まえ、予測される騒音値などを事前に示すとともに、影響低減策を講じていただきたい。

(2) 安全対策等の強化

本年 1 月 15 日より本邦航空会社に対して「落下物防止対策基準」が適用され、3 月 15 日には外国航空会社へ適用されるなど、安全対策及び落下物対策の強化が進められていると理解しているが、今後も引き続き、さらなる安全対策の向上、未然防止の充実を図るなど万全を期していただきたい。

(3) 新たな飛行経路におけるゴーアラウンド経路

「大田区市街地上空にゴーアラウンド（着陸やり直し）経路を設定しない。」との回答を得ているが、現状においてもゴーアラウンドが多い状況に鑑み、新たな飛行経路におけるゴーアラウンド経路を早急に明示していただきたい。

(4) 騒音測定局の増設・再配置

騒音測定局の再配置については、「当区と調整のうえ実施する」とされているが、増設も含め早急に計画を具体化していただきたい。

(5) 引き続きの情報提供

より多くの区民へ正確な情報が届くことが大変重要であると認識しており、今後も継続して区民の疑問などに答えるきめ細やかな情報提供が重要である。

引き続き、不安を払拭するよう、また理解が深まるよう様々な手法を活用し、区内各地域の実情を踏まえた、丁寧な情報提供を確実に実施していただきたい。

2 現行課題への対応について

(1) 現行滑走路運用による騒音影響の軽減

現行運用においても区内上空を航空機が飛行している。騒音値は概ね基準の範囲内であることは理解しているが、依然として区民からの苦情が絶えない状況である。

また、ゴーアラウンドに関する苦情もいただいている。航空機の危険回避のためには、やむを得ないと理解しているが、一方で人為的な要因による事象もあると考えている。あらゆる対策を講じてゴーアラウンド減少を図られたい。

現行の滑走路運用においても騒音軽減が図られるよう、さらなる取り組みを進めていただきたい。

(2) 情報提供等

機能強化提案により航空機の安全等について関心が高まっている。羽田空港におけるゴーアラウンドやイレギュラー運航等に関しては、引き続き当区への迅速な情報提供とともに区民等へ広く情報公開いただくようお願いしたい。

また、それらに加えて騒音や大気汚染等の環境影響に関する情報については、ホームページ等を活用し、区民等がよりわかりやすく、より容易に入手できるよう取り組んでいただきたい。

3 羽田空港周辺地域への対応について

貴省に対し、東京国際空港（羽田空港）移転騒音対策連合協議会から二度にわたり要望書が提出されており、対応いただいているところであるが、地域の不安を払拭するまでには至っていないと理解している。

改めて、羽田空港周辺地域に住んでいる区民の要望として重く受け止めるとともに、真摯かつ適切に対応いただきたい。



国空首都第83号
令和元年11月27日

大田区長 松原 忠義 殿

国土交通省航空局

航空ネットワーク部長 平岡



羽田空港の機能強化等に関する要望について（回答）

平素より、羽田空港の運用及び機能強化について、御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

平成31年1月30日付けで御提出いただいた要望書につきましては、地域の声を踏まえた要望として大変重く受け止めております。

羽田空港の機能強化につきましては、5巡にわたる住民説明会や様々な情報提供を行った上で、令和元年7月30日に開催された「羽田空港の機能強化に関する都及び関係区市連絡会」、同年8月7日に開催した「第5回首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会」等にて貴区等からの御意見への回答のほか、関係自治体等からの様々な御意見を踏まえ、頂いた御意見・御要望をしっかりと受け止め、丁寧に対応する旨を回答の上、令和2年3月29日から新飛行経路の運用を開始し国際線を増便することとしました。

上記状況を踏まえ、御要望について、以下のとおり回答申し上げます。

1 羽田空港の機能強化について

（1）新飛行経路における騒音影響への対応

B滑走路西向き離陸における長距離国際線の制限については、一部の低騒音機（B787、A350等）を除き、6,000km未満程度以内の路線に制限することとする。

新飛行経路により想定される騒音影響については、分かりやすい資料を作成し、令和2年1月に開催する住民説明会等を通じて住民の皆様にお示しする。

なお、騒音影響を軽減させるため4発機（B747、A340等）を制限するとともに、騒音軽減運航方式（急上昇方式や可能な限りの早期の旋回開始）を導入する。

（2）安全対策の強化

国土交通省としては、平成31年1月から本邦航空会社、同年3月から外国航空会社に適用した落下物防止対策基準の更なる強化を図るとともに、法令の遵守や航空機の整備状況等を監査や立入検査、駐機中の機体チェックをすること等により、航空機の安全運航に万全を期す。

（3）新たな飛行経路におけるゴーアラウンド経路

新たな飛行経路におけるゴーアラウンド経路については、貴区市街地上空には設定しないこととしているが、具体的な経路については、新飛行経路の滑走路使用方法と合わせてお示しする。

(4) 騒音測定局の増設・再配置

貴区内に設置されている騒音測定局2局の再配置については、貴区との調整を踏まえ、1局については今年度中に移設を行うこととしており、もう1局は、新飛行経路の騒音測定に活用出来ることから存置することとしている。

なお、現時点においては増設の計画はないが、必要に応じて臨時測定等も活用して、騒音影響を確認する予定としている。

(5) 引き続きの情報提供

今後も住民説明会の開催、相談窓口の充実、マスメディア等の広報の活用等の取組を含め、様々な手法を用いた丁寧な情報提供を行う。

2 現行課題への対応について

(1) 現行滑走路運用による騒音影響の軽減

ゴーアラウンドについては、運航の安全上やむを得ない場合もあるが、出来るだけ発生させないよう、航空会社等とも連携しながら取り組む。

また、今後も着陸料体系の更なる見直しによる低騒音機の利用促進など様々な手法により、一層の騒音影響の軽減に向けて取り組む。

(2) 情報提供等

騒音影響については騒音測定局により引き続き状況を把握し、ホームページ等において情報提供するとともに、ゴーアラウンド等のイレギュラーな運航発生時の状況について、貴区及び東京都内関係区に情報提供する仕組みを整備した。

また、大気汚染の状況については、今年度中に測定するとともに、新飛行経路運用開始後も測定し、その結果をホームページ等で公表する予定である。

今後も、騒音やイレギュラー運航に関する情報等、航空に関する様々な情報について、ホームページ等を活用し、適切な情報提供に努める。

3 羽田空港周辺地域への対応について

東京国際空港（羽田空港）移転騒音対策連合協議会からの要望については、地域の声を踏まえた要望として大変重く受け止めている。要望に対して別途回答したところであるが、引き続き心配の声があることを踏まえ、丁寧に対応していく。